

# 経 済 産 業 省

20180731 貿局第2号  
輸出注意事項30第19号  
経済産業省貿易経済協力局

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年8月20日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部改正について

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成30年10月1日から施行する。ただし、3の（1）の改正規定は公布の日から施行する。

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

改正後	現 行												
<p>1 適用地域 適用地域は、全地域（南緯60度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯60度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする。）とする。</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「<u>バーゼル法</u>」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（<u>バーゼル法第2条第1項第1号ロ並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「<u>バーゼル省令</u>」という。）第3条及び第5条に規定するものとする。以下「特定有害廃棄物等」という。）とする。 なお、<u>バーゼル省令第2条に規定するもの及び仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「<u>条約</u>」という。）第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「<u>廃掃法</u>」という。）第2条第1項に規定する廃棄物については、<u>同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）は承認を要しない。</u></u></u></p> <p>3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 1244 1093 1444"> <thead> <tr> <th>貨物の種類</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）</td> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、上に掲げるもの以外の</td> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査</td> </tr> </tbody> </table>	貨物の種類	提出先	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室	対象貨物のうち、上に掲げるもの以外の	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査	<p>1 適用地域 適用地域は、全地域（南緯60度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯60度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする。）とする。</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「<u>法</u>」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（以下「特定有害廃棄物等」という。）とする。 なお、<u>特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げる物に関し定める件（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「<u>告示</u>」という。）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「<u>条約</u>」という。）<u>附属書II並びに経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13環境省令第41号。以下「<u>OECD省令</u>」という。）を参照のこと。</u></u></p> <p>3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 1244 2128 1444"> <thead> <tr> <th>貨物の種類</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）</td> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、上に掲げるもの以外の</td> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査</td> </tr> </tbody> </table>	貨物の種類	提出先	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室	対象貨物のうち、上に掲げるもの以外の	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査
貨物の種類	提出先												
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室												
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外の	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査												
貨物の種類	提出先												
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室												
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外の	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査												

もの	課
----	---

(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先…産業技術環境局 資源循環経済課

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

(注) 下記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの (任意様式) を添付のこと。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1通 (申請理由書様式によるもの)
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通 (ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。)
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路 (輸出入地点) の詳細を記載した貨物のフロー図 1通
- ホ 適用品目が 廃掃法 第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項 (同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書 (同法第10条第2項 (同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。) に規定する者が輸出しようとする場合を除く。) の写し 1通
- ヘ 適用品目に係る輸出移動書類 (申請書) 2通
- ト 別紙様式 (通告書) に示す書類 1通 (バーゼル省令第5条に規定するモニター (以下「モニター」という。) を香港に輸出する場合を除く。)
- チ その他必要と認められる書類

② 経済協力開発機構 (以下「OECD」という。) 加盟国向けであって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの (鉛蓄電池を除く。) の場合 (注1)

(削除)

もの	課
----	---

(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先…産業技術環境局 環境政策課環境指導室

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

経済協力開発機構の加盟国 (以下「OECD加盟国」という。) 向けであって、OECD省令に掲げるもの (鉛蓄電池 (破碎されているか否かを問わない。) (以下「鉛蓄電池」という。) を除く。) の輸出の場合、OECD省令に掲げるもの (鉛蓄電池に限る。) の輸出の場合及び経済協力開発機構の非加盟国 (以下「OECD非加盟国」という。) 向け又はOECD加盟国向けであってOECD省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1通 (申請理由書様式によるもの)
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通 (ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。)
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路 (輸出入地点) の詳細を記載した貨物のフロー図 1通
- ホ 適用品目が 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。) 第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項 (同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書 (同法第10条第2項 (同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。) に規定する者が輸出しようとする場合を除く。) の写し 1通
- ヘ 適用品目に係る輸出移動書類 (申請書) 2通
- ト 別紙様式 (通告書) に示す書類 1通
- チ その他必要と認められる書類

② OECD加盟国向けの場合 (OECD省令に掲げるもの (鉛蓄電池を除く。) に限る。)

申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3） 各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C<sub>T</sub> : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C<sub>RD</sub> : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C<sub>S</sub> : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

（注1）上記②には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験（OECDの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第II章D（1）（c）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものであって、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を50ppm（百万分率）以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

（注2）分析試験を行うものの場合、上記ロの書類の提出を要しない。

業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通

（新設）

（新設）

（新設）

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

③ OECD加盟国向けの場合であって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池に限る。)の場合(注1)

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類(当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)の写し

各1通

ロ 申請者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類(注2)(注3)

各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書(前年度のもの)

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C<sub>T</sub> : 運搬単価(輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C<sub>RD</sub> : 処分単価(我が国処分施設での1トン当たりの処分費用)(※)

C<sub>S</sub> : 保管単価(輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用)

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量(トン)

F : 安全係数(1.2)

(※) 処分単価がマイナス(有価物)の場合は、0として計算する。

(削除)

(新設)

(新設)

③ OECD加盟国向けの場合(OECD省令に掲げるもの(鉛蓄電池に限る。))に限る。)

イ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類(申請日の前年度のもの)各1通

i 申請者にあっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類

ii 運搬者又は処分者にあっては、資本金、売上高等に関する書類

ロ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類(当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)の写し

各1通

ハ 輸入国又はOECD加盟国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 1通

(削除)

(削除)

- ハ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4） 各1通
- a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
  - b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
  - c) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
  - d) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調査
  - e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
  - f) 輸出に係る鉛蓄電池の性状を明らかにする書類

- 三 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する次の書類 各1通
- i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
  - ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類）
  - iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
  - iv 特別な取扱いの指示
- ホ 輸入国における鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通
- i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況
  - ii 大気汚染防止対策（排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状）、水質汚濁防止対策（排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況）等の環境保全対策
  - iii その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると処分者（処分に伴って生じたものの処分者を含む。）が評価している根拠となる情報

(新設)

g) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

h) 輸出に係る鉛蓄電池を生じた施設の排出工程図

i) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

j) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

k) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

l) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類

m) 鉛蓄電池の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面

n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

o) その他必要と認められる書類

(注1) 上記③には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm（百万分率）以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) 輸出に係る鉛蓄電池の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

d) 輸出に係る鉛蓄電池の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類

(新設)

(新設)

f) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条（同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ハの書類の提出は不要とする。

④ 上記②又は③以外（OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであつて上記②又は③以外のもの）の場合（注1）

イ 申請の理由に関する次の書類 各1通

a) 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

b) 輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸出の相手国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）

（注3） 各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

(新設)

(新設)

④ OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであつてOECD省令に該当しないもの場合

イ 申請の理由に関する次の書類 各1通

i) 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ii) 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸入国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの） 各1通

i) 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類

ii) 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類

C<sub>T</sub> : 運搬単価 (輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C<sub>RD</sub> : 処分単価 (我が国処分施設での1トン当たりの処分費用) (※)

C<sub>S</sub> : 保管単価 (輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日  
分保管費用)

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量 (トン)

F : 安全係数 (1.2)

(※) 処分単価がマイナス (有価物) の場合は、0として計算する。

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し  
1通

ニ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類 (注2) (注4) 1通

a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類

g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図

i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し  
1通

(新設)

k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類

m) 特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面

n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

o) その他必要と認められる書類

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

三 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 1通

ホ 特定有害廃棄物等の排出に関する次の書類 1通  
排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程

ヘ 特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する次の書類 各1通

i 処分のための施設の種類の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績

ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類）

iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類

iv 特別な取扱いの指示

ト 輸入国における特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通

i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況

ii 大気汚染防止対策（排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状）、水質汚濁防止対策（排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況）等の環境保全対策

iii その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると処分者（処分に伴って生じたものの処分者を含む。）が評価している根拠と

ホ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類  
各1通

- a) 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
- b) 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、バーゼル省令における該当箇所及び国際連合分類区分

(注1) 上記④には、OECD加盟国向けにあっては条約付属書ⅣAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約付属書ⅣA及びBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
- d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
- e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
- f) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用す

なる情報

チ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類  
各1通

- i) 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
- ii) 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

(新設)

(新設)

(新設)

る場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ニの書類の提出は不要とする。

（注5）モニターを香港に輸出する場合は、上記イからホの書類に代えて、香港当局から必要な許可等を受けていることを証する書類を提出すること。

#### 4 輸出の承認

##### （1）条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）のOECD加盟国向けの輸出承認（注1）

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から④までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

##### ① 特定有害廃棄物等の輸出について 輸出の相手国 及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国 が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

##### ② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

##### ③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。

イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

##### ④ その他OECDの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

（新設）

（新設）

#### 4 輸出の承認

（1）上記2に規定する貨物（OECD省令に掲げるもの（鉛蓄電池を除く。）に限る。）のOECD加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

##### ① 特定有害廃棄物等の輸出について 輸入国 及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸入国 が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

##### ② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

（新設）

##### ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) 条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）のOECD加盟国向けの輸出承認（注1）

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 鉛蓄電池の輸出について 輸出の相手国 及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に 輸出の相手国 及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。

また、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）

イ 輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

④ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑤ その他OECDの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する

(2) 上記2に規定する貨物（OECD省令に掲げるもの（鉛蓄電池に限る。）に限る。）のOECD加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 鉛蓄電池の輸出について 輸入国 及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に 輸入国 及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

③ 輸入国又はOECD加盟国である通過国が鉛蓄電池の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又はOECD加盟国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあつては、申請者が鉛蓄電池の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的な能力を有していること。

(新設)

(新設)

④ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑤ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規

る理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(3) 上記(1)又は(2)以外(OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであつて上記(1)又は(2)以外のもの。)の輸出の承認(注2)

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑩までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記3(2)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が 輸出の相手国 において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

② 条約の非締約国への輸出でないこと。

③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

④ 輸出の相手国 が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

⑤ 輸出について 輸出の相手国 及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が 輸出の相手国 から確認を得ていること。

⑦ 次のいずれかに該当すること(分析試験を行うための輸出を除く。)

イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保

則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(3) 上記2に規定する貨物のOECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであつてOECD省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記3(2)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が 輸入国 において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

② 条約の非締約国への輸出でないこと。

③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

④ 輸入国 が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

⑤ 輸出について 輸入国 及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が 輸入国 から確認を得ていること。

⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあつては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。

(新設)

険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑨ 香港向けにモニターを輸出する場合は、上記①～⑧に代えて香港当局から必要な許可等を受けていることが確認できること。
- ⑩ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

(注1) 上記(1)及び(2)には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

(注2) 上記(3)には、OECD加盟国向けにあつては条約附属書IVAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあつては条約附属書IVA又はBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

#### 5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 3 経済産業大臣が求める場合であつて、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

申請理由書様式 (略)  
別紙様式 (略)

(新設)

- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

(新設)

- ⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

(新設)

(新設)

#### 5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 「1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 3 経済産業大臣が求める場合であつて、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。」

申請理由書様式 (略)  
別紙様式 (略)